

事業者 各位

契約課長

岡崎市公契約条例に基づく労働環境確認措置の変更について  
（通知）

岡崎市公契約条例に基づく労働環境確認措置について、令和7年度から内容及び対象を一部変更いたしますので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1 岡崎市公契約条例と労働環境確認措置について

岡崎市公契約条例（以下、「条例」という。）は、公契約に従事する労働者の、適正な労働環境を確保することで、市民に提供されるサービスの充実、品質の確保等を図り、市民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的に制定された条例です。

労働環境確認措置（以下、「確認措置」という。）は、公契約に従事する労働者の労働環境が、適正かどうかを確認するための措置です。対象となる公契約を受注する事業者から、市に労働環境報告書を提出していただき、合わせて写しを現場等に掲示していただきます。市と労働者の双方が報告書の内容を確認し、労働環境が適正かどうか、チェックをします。

## 2 変更内容

### (1) 確認措置の対象の変更

確認措置の対象を以下のとおり変更いたします。

種別	変更後	変更前
工事	変更なし	予定価格 1 億 5,000 万円以上
業務委託	業種に関わらず予定価格 1 億 5,000 万円以上の業務委託	<p>予定価格が 1,000 万円以上の業務委託のうち、次に該当するもの</p> <p>① 庁舎等の清掃</p> <p>② 庁舎等の警備（機械警備を除く）</p> <p>③ 庁舎等の受付又は案内</p> <p>④ 樹木等管理業務</p> <p>ただし、1 年を超える契約にあつては 12 箇月当たりの予定価格が 1,000 万円以上のもの</p>
PFI 事業契約	予定価格 1 億 5,000 万円以上の PFI 事業契約（公共施設等運営事業の契約を除く。）	（対象外）
指定管理	指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が 1 億 5,000 万円以上の指定管理	指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が 1 年当たり 1 億 5,000 万円以上の指定管理

(参考) 変更後の労働環境報告書の提出対象者は以下のとおりです。

種別	対象者（注1）
工事・ 業務委託	元請事業者と契約金額50万円以上の下請負者
PFI事業 契約	選定事業者
	工事の請負（契約金額1億5,000万円以上）を受注した者 上記工事に係る契約金額50万円以上の下請負者
	業務の委託（契約金額1億5,000万円以上）を受注した者
指定管理	指定管理者
	業務の委託（契約金額1億5,000万円以上）を受注した者
注1	<p>※ 一人親方（個人事業主）と、契約金額50万円未満の下請負者等は除きます。単価契約の下請負者等の場合、予定数量に基づく予定総額が50万円未満の場合は提出不要です。</p> <p>※ 施工体系図、業務等実施体系図に記載しない下請負者等の提出は不要です。</p>

(2) 各種書類の提出方法の変更

事業者が作成する各種書類の提出は、あいち電子申請・届出システムにて受け付けることといたします（工事に係る施工体系図を除く。）。

※ 変更前はメールでの提出となっていましたが、変更適用前のもの（令和6年度までに契約等をした工事等）についても、あいち電子申請・届出システムから提出していただいで差し支えありません。

あいち電子申請・届出システムの提出フォームへは、市ホームページ「令和7年度以後に契約等した公契約の労働環境確認措置の事務内容、様式等」からお入りください。

URL : <https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1401/1411/p042744.html>

(3) 現場説明会の開催の変更

確認措置の対象の工事等で実施していた現場説明会は、従事する

労働者又は事業者からの希望制とし、希望があった場合のみ実施いたします。

希望があった場合、原則、希望を承った日から概ね2週間後の日を開催日とする調整と、労働者に対する開催についての周知を、岡崎市から元請事業者等（指定管理の場合は指定管理者）に依頼いたします。

### 3 変更の適用時期について

#### (1) 契約方式等による変更の適用時期

「2 変更内容」の適用時期は、以下のとおり契約方式等により異なります。

契約方式等	適用時期		備考
入札	令和7年4月1日以後に公告（指名通知）し、契約するもの		工事、業務委託共に適用
随意契約	工事	令和7年4月1日以後に契約するもの	—
	業務委託	令和8年4月1日以後に契約するもの	令和7年度中に新たに契約するものは、条例上の労働環境確認措置の適用がありません。
PFI事業契約	令和7年4月1日以後に契約するもの		—
指定管理	令和7年4月1日以後に指定される指定管理者に係る協定のもの		—

#### (2) 変更の適用時期前に関する経過措置について

(1)の適用時期よりも前の契約については、従前の基準が適用され、確認措置の内容も従前のものとなります（業務委託の随意契約を除く。）。

#### (3) 随意契約に関する御協力をお願いについて

令和7年度に随意契約により契約する業務委託で、予定価格が1億5,000万円以上のものは、前述の「(1) 契約方式等による変更の適用時期」のとおり、確認措置の対象となりませんが、確認措置の

適用を受けることに御協力いただけるかどうか、元請事業者を確認いたします。

御協力いただける場合は、確認措置の対象として次の「4 確認措置の事務内容」のとおり、各種事務の実施をお願いいたします。

#### 4 確認措置の事務内容

市ホームページ「令和7年度以後に契約等した公契約の労働環境確認措置の事務内容、様式等」に掲載の、「労働環境確認措置に関する事務フロー」及び「公契約条例に関する事務について（事業者向け）」を御確認ください。

URL：<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1401/1411/p042744.html>

事務内容の概要は以下のとおりです。

- ア 労働環境報告書等を提出フォームから提出（下請負者等の分の労働環境報告書は、元請事業者（又は指定管理者）がまとめて提出。施工体系図は事業担当課に直接提出）
- イ 労働環境報告書の写しを現場事務所等に掲示
- ウ 現場説明会の実施のための協力（説明会の開催希望があった場合に限る）

（担当：岡崎市総務部契約課 入札係 電話0564-23-6067）